

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 2 年 1 月 10 日 (金曜日)

定期 第 70 号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料  
一箇月 二、九三〇円 一箇年 三三、一六〇円  
(消費税・地方消費税・送料込み)  
本号一部 三六〇円 (消費税及び地方消費税込み)

発行  
横浜市 中区 日本大通一  
神奈川県政策局政策部政策法務課  
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷  
横浜市鶴見区矢向三一五一二七  
野崎印刷紙器株式会社  
電話横浜(〇四五)五七一三五〇八

|   |     |
|---|-----|
| 目次  | ページ |
| ○規則   |     |
| 神奈川県大深度地下の使用の認可に関する登録簿閲覧所閲覧規則 (県土整備・都市計画課)              | 9   |
| 神奈川県財務規則の一部を改正する規則 (総務・財政課)                             | 9   |
| ○告示   |     |
| 救急病院等の認定の一部改正 (健康医療・医療課)                                | 10  |
| 神奈川障害者職業能力開発校における令和 2 年度の訓練職系、訓練生の定員及び訓練期間 (産業労働・産業人材課) | 10  |
| 青少年保護育成条例による有害興行の指定 (福祉子どもみらい・青少年課)                     | 10  |
| ○教育委員会告示  |     |
| 公印の新調 (2 件) (教委・行政課)                                    | 10  |

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| ○監査委員公表                            |    |
| 監査の結果に関する報告について                    | 11 |
| ○公告                                |    |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請 (政策・NPO 協働推進課)   | 12 |
| 特定非営利活動法人の定款の変更認証申請 (政策・NPO 協働推進課) | 12 |
| 都市計画の図書の写しの縦覧 (4 件) (県土整備・都市計画課)   | 12 |
| 漁業法による公聴会の開催 (海区漁業調整委員会)           | 13 |
| ○入札公告                              |    |
| 特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (会計・調達課)        | 13 |

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関がかながわ電子入札共同システム (URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>) の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

## 規 則

神奈川県大深度地下の使用の認可に関する登録簿閲覧所閲覧規則をここに公布する。  
令和 2 年 1 月 10 日  
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 3 号

### 神奈川県大深度地下の使用の認可に関する登録簿閲覧所閲覧規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則 (平成 12 年総理府令第 157 号) 第 11 条第 2 項の規定に基づき、大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。  
(登録簿閲覧所の場所)

**第 2 条** 大深度地下の使用の認可に関する登録簿 (以下「登録簿」という。) の閲覧所 (以下「閲覧所」という。) は、県土整備局都市部都市計画課内に置く。  
(閲覧時間等)

**第 3 条** 閲覧所における登録簿の閲覧時間は、神奈川県の休日とする。この規則は、大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。  
(登録簿閲覧所の場所)

**第 2 条** 大深度地下の使用の認可に関する登録簿 (以下「登録簿」という。) の閲覧所 (以下「閲覧所」という。) は、県土整備局都市部都市計画課内に置く。  
(閲覧時間等)

**第 3 条** 閲覧所における登録簿の閲覧時間は、神奈川県の休日とする。この規則は、大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。  
(登録簿閲覧所の場所)

**第 2 条** 大深度地下の使用の認可に関する登録簿 (以下「登録簿」という。) の閲覧所 (以下「閲覧所」という。) は、県土整備局都市部都市計画課内に置く。  
(閲覧時間等)

**第 3 条** 閲覧所における登録簿の閲覧時間は、神奈川県の休日とする。この規則は、大深度地下の使用の認可に関する登録簿の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。  
(登録簿閲覧所の場所)

**2** 知事は、登録簿の整理等のため必要があると認めるときは、県の休日以外の日を登録簿を閲覧に供しない日とし、又は前項

の閲覧時間を変更することができる。この場合において、知事は、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。  
(閲覧等の手続)

**第 4 条** 登録簿を閲覧し、又はその写しの交付を請求しようとする者は、備付けの閲覧等申請書に必要な事項を記入し、県土整備局都市部都市計画課長 (以下「課長」という。) に提出しなければならない。

**2** 登録簿の写しの交付に要する費用は、写しの交付を請求する者の負担とする。  
(閲覧上の注意)

**第 5 条** 登録簿を閲覧する者は、係員の指示に従い、指定された場所で閲覧し、登録簿を外部に持ち出してはならない。  
(閲覧の停止及び禁止)

**第 6 条** 課長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則の規定又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは破損した者又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 登録簿の閲覧に際して、他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

神奈川県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和 2 年 1 月 10 日

この公報は再生紙を使用しています

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

神奈川県規則第 4 号

神奈川県財務規則の一部を改正する規則

神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第18条第 1 項第 2 号中「第41条第 2 項」を「第41条第 3 項」に改める。

第25条第 1 号中「入札金額」の次に「(インターネットを利用した公有財産の売払いの手續（以下「インターネット公有財産売却システム」という。）により一般競争入札に付する場合にあつては、予定価格)」を加える。

第26条第 3 項中「社債等登録法」を「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）附則第 3 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 3 条の規定による廃止前の社債等登録法」に改める。

第33条第 1 項中「第 1 条第 1 項」を「第 1 条」に改める。

第41条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、インターネット公有財産売却システムにより一般競争入札に付する場合にあつては、入札の前にその予定価格を公表することができる。

第88条第 4 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項」に、「同法第 2 条第 6 号」を「同法第 3 条第 8 号」に改める。

第105条中「職員の旅費に関する条例」を「職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例」に改める。

別表第 6 県土整備局の項都市部の項中

「

|           |
|-----------|
| 都 市 計 画 課 |
|-----------|

」を

「

|           |               |
|-----------|---------------|
| 都 市 計 画 課 | 指定されたグループリーダー |
|-----------|---------------|

」に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第105条の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

神奈川県告示第 4 号

救急病院等の認定（平成元年神奈川県告示第580号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 1 月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

表総合相模更生病院の項、晃友脳神経外科眼科病院の項及び湘南泉病院の項を削り、同表に次のように加える。

|             |                      |                                      |
|-------------|----------------------|--------------------------------------|
| 湘南泉病院       | 横浜市泉区新橋町<br>1,784    | 令和 2 年 1 月 1 日から<br>令和 4 年12月31日まで   |
| 総合相模更生病院    | 相模原市中央区小山<br>3,429   | 令和 2 年 1 月 7 日から<br>令和 5 年 1 月 6 日まで |
| 晃友脳神経外科眼科病院 | 相模原市緑区大島<br>1,605の 1 | 令和 2 年 1 月 7 日から<br>令和 5 年 1 月 6 日まで |

神奈川県告示第 5 号

神奈川県障害者職業能力開発校における令和 2 年度の訓練職系、訓練生の定員及び訓練期間を次のとおり定める。

令和 2 年 1 月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

| 訓 練 職 系   | 訓練生の定員 | 訓 練 期 間 |
|-----------|--------|---------|
|           | 人      |         |
| 機械系       | 10     | 2 年     |
| 電子・情報系    | 20     | 1 年     |
| 印刷系       | 20     | 1 年     |
| オフィスビジネス系 | 45     | 1 年、6 月 |
| 実務作業系     | 75     | 1 年、6 月 |

神奈川県告示第 6 号

神奈川県青少年保護育成条例（昭和30年神奈川県条例第 1 号）第 9 条第 1 項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある興行として次のとおり指定する。

令和 2 年 1 月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

| 興行の種 類 | 題 名            | 製作会社等 |
|--------|----------------|-------|
| 映 画    | 淫獣捜査 夫婦暴行魔を追え! | 深 町 組 |
|        | 宇能鴻一郎の看護婦寮     | 西 村 組 |
|        | 小悪魔妻 美乳で誘う     | 吉 行 組 |
|        | 人妻の湿地帯 舌先に乱されて | 工 藤 組 |

教育委員会告示

神奈川県教育委員会告示第 1 号

次に掲げる公印を新調し、令和 2 年 1 月 1 日からその使用を開始した。

令和 2 年 1 月10日

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

(公印名)

(印 影)

神奈川県立横浜氷取沢高等学校長  
印



(公印名)

(印 影)

神奈川県立横須賀南高等学校長印



令和 2 年 1 月 10 日

神奈川県教育委員会

教育長 桐 谷 次 郎

(公印名)

神奈川県立平塚農商高等学校長印

(印 影)



神奈川県教育委員会告示第 2 号

次に掲げる公印を新調し、令和 2 年 1 月 6 日からその使用を開始した。

監 査 委 員 公 表

神奈川県監査委員公表第 1 号

監査の結果に関する報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 2 年 1 月 10 日

神奈川県監査委員 村 上 英 嗣  
 同 太 田 眞 晴  
 同 吉 川 知 恵 子  
 同 桐 生 秀 昭  
 同 松 崎 淳

第 1 監査の種別及び実施箇所数

随時監査を出先機関 8 か所について実施した。

第 2 監査実施期間

令和元年 9 月 19 日から同年 11 月 11 日まで

第 3 監査の結果

1 年度末財務監査

平成 30 年度の財務に関する事務の執行について、定期監査実施後の財務の執行を中心に調査した次の出先機関 5 か所では、監査の結果、全ての箇所において不適切事項が認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

(1) 政策局

| 監査実施箇所名          | 監査実施日                            | 不適切事項   |
|------------------|----------------------------------|---|
| 神奈川県県央地域県政総合センター | 令和元年 10 月 8 日（令和元年 8 月 21 日職員調査） | 工事事務において、受注者に対する指導・監督が十分でなかったため、平成 30 年度農業水利施設予防保全事業相模川左岸県央（3 期）中央工区工事（契約額 24,602,400 円）の施工に当たり、表面被覆工等について、施工品質を確認するための試験を期限内に実施することが不可能となった項目があったにもかかわらず、工期を延長せず、当該項目に係る施工品質を確認しないまま検査を完了し、契約額を支払っていた。 |
| 神奈川県県西地域県政総合センター | 令和元年 9 月 27 日（令和元年 8 月 27 日職員調査） | 支出事務において、平成 30 年度第 1 四半期部局渉外費 9 件、43,000 円について、前渡金精算報告が 3 月を超えて遅れていた。   |

(2) 環境農政局

| 監査実施箇所名      | 監査実施日                             | 不適切事項  |
|--------------|-----------------------------------|--|
| 神奈川県農業技術センター | 令和元年 10 月 28 日（令和元年 8 月 29 日職員調査） | 収入事務において、平成 30 年度生産コストの削減に向けた有機質資材の活用技術の開発委託事業委託契約に基づく農業試験研究受託収入 1 件、819,000 円について、調定が 3 月を超えて遅れていた。 |

(3) 県土整備局

| 監査実施箇所名     | 監査実施日                             | 不適切事項   |
|-------------|-----------------------------------|---|
| 神奈川県平塚土木事務所 | 令和元年 11 月 11 日（令和元年 9 月 12 日職員調査） | 収入事務において、平成 29 年 12 月に行った道路占用許可に係る自費復旧事務費 1 件、14,400 円について、平成 30 年度においても調定が行われていなかった。 |

|             |                          |  |
|-------------|--------------------------|--|
| 神奈川県藤沢土木事務所 | 令和元年10月29日（令和元年9月4日職員調査） | 工事事務において、平成29年度河川改修工事公共（その19）、平成30年度河川改修工事県単（その12）合併の変更設計額の積算に当たり、河川内に設置する仮設用の汚濁防止フェンス工について、積算条件を誤ったため、変更後の設計額（70,653,600円）が43,200円過小であった。その結果、変更後の契約額（65,707,200円）が39,960円過小であった。 |
|-------------|--------------------------|--|

2 補完的財務監査

平成30年度の財務に関する事務の執行について、定期監査において指摘が認められ、その後の対応等を補完的に調査した次の出先機関3か所では、監査の結果、1か所において不適切事項が認められた。なお、要改善事項は認められなかった。

(1) 不適切事項が認められた監査実施箇所（1か所）

健康医療局

| 監査実施箇所名        | 監査実施日                    | 不適切事項  |
|----------------|--------------------------|--|
| 神奈川県精神保健福祉センター | 令和元年9月27日（令和元年8月20日職員調査） | 収入事務において、行政財産の使用許可及び貸付けに伴う光熱水費等の立替収入に係る収入未済2件、4,781円について、神奈川県財務規則の規定に反し、督促状を発行していなかった。 |

(2) 不適切事項が認められなかった監査実施箇所（2か所）

ア 環境農政局

神奈川県水産技術センター

イ 県土整備局

神奈川県横須賀土木事務所

公 告

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和2年1月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

| 申請のあった年月日  | 特定非営利活動法人の名称        | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地    | 定款に記載された目的   |
|------------|---------------------|--------|---------------|--|
| 令和元年12月24日 | 特定非営利活動法人アートとつながる鎌倉 | 小坂 純   | 鎌倉市扇ガ谷一丁目6番5号 | この法人は、すべての人に対して、アートを鑑賞する環境を整え、教育啓発事業を行うことにより、次世代に文化を引き継いでいくことを目的とする。 |

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、次のとおり公告します。

令和2年1月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

| 申請のあった年月日  | 特定非営利活動法人の名称                                 | 代表者の氏名 | 主たる事務所の所在地      | 定款に記載された目的  |
|------------|--|--------|-----------------|---|
| 令和元年12月23日 | NPO法人アシガラパートナーズ（現在の名称は、特定非営利活動法人松田活性化協会という。） | 草柳 貴之  | 足柄上郡松田町神山225番地4 | この法人は、一般市民に対して、地域経済活性化についての調査、研究及び情報提供に関する事業、地域経済活性化、地域振興などを目的としたイベントの企画及び開催に関する事業等を通じて、経済活動の活性化及び地域社会の振興に寄与することを目的とする。 |

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和2年1月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画道路3・3・11号環状3号線

2 縦覧場所

神奈川県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和2年1月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画道路 3・3・26号川崎町田線

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により横浜市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 2 年 1 月 10 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画道路 3・3・27号国道 1 号線

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により厚木市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 2 年 1 月 10 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

厚木都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

漁業法第11条第4項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

令和 2 年 1 月 10 日

神奈川県漁業調整委員会  
会長 櫻 本 和 美

1 日時

令和 2 年 1 月 28 日(火)午後 3 時 30 分から

2 場所

横浜市中区海岸通 1-1

波止場会館 1 階 多目的ホール

電話 (045) 201-3842

3 案件

区画漁業の免許の内容等の事前決定に対する意見について

4 公聴会において意見を述べることのできる利害関係人その他の者の範囲

- (1) 漁業権者
- (2) 漁業者及び漁業従事者
- (3) 漁業協同組合関係者
- (4) その他の利害関係のある者

5 その他

- (1) 公聴会において意見を述べようとする方は、住所、氏名及び職業並びに意見の要旨及びその理由を記載した書面を令和 2 年 1 月 21 日(火)までに神奈川県漁業調整委員会事務局(郵

便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1) に提出してください(郵便の場合は、この日までに必着するようにしてください)。

- (2) 漁業の免許の内容となる事項等を記載した漁場計画書(案)は、次の場所において縦覧に供します。また、神奈川県漁業調整委員会事務局のホームページ(URL <https://www.pref.kanagawa.jp/div/9500/>)に掲載します。

神奈川県漁業調整委員会事務局

県政情報センター

神奈川県西地域県政総合センター(小田原市荻窪350の1 小田原合同庁舎内)

## 入 札 公 告

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 2 年 1 月 10 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

- (1) 購入物品の名称及び数量

令和 2 年度上半期複写機用紙 約17,626箱

- (2) 納入期間

令和 2 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

- (3) 納入場所

神奈川県庁本庁各室課

- (4) 一連の契約に係る入札公告

令和 2 年度に予定している複写機用紙の契約に係る入札公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも 24 日前までに行います。

- (5) 今後調達が予定される物品の名称、数量及び入札公告予定時期

令和 2 年度下半期複写機用紙 約17,626箱 令和 2 年 7 月頃

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しない者であること。

- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿(物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等)において営業種目として「紙」に記載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

- (4) 当該物品を納入する能力を有する者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ(神奈川県庁本庁舎 1 階 電話 (045) 210-6721)

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム(URL <http://hyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>)の資格申請システムの入札参加資格申

請メニューのWTO申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階)へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

#### ウ 申請期限

令和 2 年 2 月 7 日(金)正午

#### エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

### 3 入札説明書の交付場所等

#### (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通 1 神奈川県庁本庁舎 1 階 神奈川県会計局調達課調達第一グループ 中野 侑美 電話 (045) 210-6717

#### (2) 入札説明書の交付期間

令和 2 年 1 月10日(金)から同年 2 月 6 日(木)まで

### 4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を令和 2 年 2 月 7 日(金)正午までに 3 の(1)の場所に提出してください。

### 5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県庁本庁舎 1 階 神奈川県会計局調達課調達第一グループにおいて、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

#### (1) 入札期間

令和 2 年 2 月20日(木)午後 1 時から同月26日(水)午後 1 時まで

#### (2) 開札日時

令和 2 年 2 月27日(木)午前 8 時30分

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和 2 年 2 月26日(水)午後 1 時までに到着するよう 3 の(1)の場所に入札書を郵送してください。

### 6 契約の締結

契約の締結は、令和 2 年 4 月 1 日以後に行います。また、令和 2 年度当初予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を締結しないことがあります。

### 7 その他

#### (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### (2) 入札保証金

免除

#### (3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

#### (4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第 1 項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

#### (5) 契約書作成の要否

要

#### (6) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

### 8 Summary

#### (1) The nature and quantity of the products to be purchased :

Paper for copying machines, about 17,626 boxes

#### (2) Time limit of tender : 1 : 00 p.m., February 26, 2020

#### (3) Contact point for the notice : Procurement Division of

the Accounting Bureau, Kanagawa Prefectural Government,

Nihon-Odori 1, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-

8588 Japan, Tel (045) 210-6717